

建設工事登録業者 各位

建設業者の社会保険等加入の取組みについて

福井市財政部契約課長

本市においては、建設産業の公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るため、社会保険等未加入対策に取り組んでいますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象となる工事

予定価格が130万円を超える建設工事

2. 取り組み内容

- (1) 社会保険等に参加していることが認められない業者（法令により適用除外となる事業者は除く）との一次下請契約を、原則禁止。

ただし、当該一次下請業者と下請締結しなければ工事の施工が困難となる場合等の特別な事を有すると認められる場合は、この限りではありません。

- (2) 下請業者の社会保険等の加入状況について適切な確認・把握

一次下請業者が社会保険等に未加入と認められた場合には、社会保険等担当機関に通報。

◆社会保険等の加入状況確認方法

・ 施工体制台帳、下請負届及び再下請負通知書により確認

◆下請業者が社会保険等未加入の場合の手続き

- ① 一次下請業者が社会保険等に未加入の場合

元請業者は一次下請契約を締結した具体的な理由書【様式2】を速やかに提出してください。

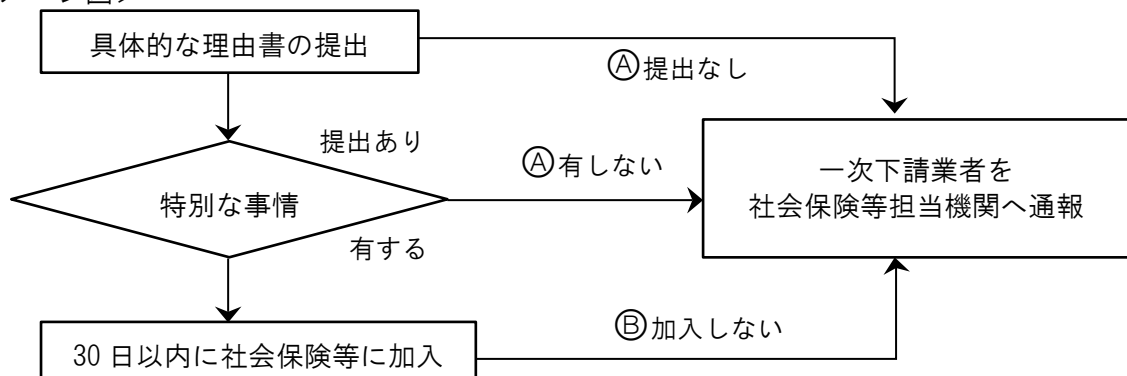
- ① 「具体的な理由書を提出しない場合」及び「特別な事情を有すると認められない場合」
⇒ 一次下請業者を社会保険等担当機関に通報 します。

「具体的な理由書の提出により、特別な事情を有すると認められる場合」

⇒ 30日以内に社会保険等に参加したことがわかる書類【様式4】を提出してください。

- ② 「特別な事情を有すると認められた業者が期間内に確認書類を提出しない場合」
⇒ 一次下請業者を社会保険等担当機関に通報 します。

<イメージ図>



- ② 二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合

元請業者は、未加入の下請業者に対して加入への指導をお願いします。